

事 務 連 絡
令和3年5月26日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律による医療の公費負担の申請手続について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
でございます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律
第114号。以下「法」という。）に基づき入院した感染症患者に対する公費負担の取
扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
医療の公費負担の取扱いについて」（平成11年3月19日付け健医発第455号厚生省
保健医療局長通知（別添1）。以下「通知」という。）においてお示ししており、新型
コロナウイルス感染症患者についても、通知に則ってご対応いただいているところ
です。

今般、通知に基づく公費負担の申請手続に関して、新型コロナウイルス感染症の入
院患者に対する公費負担の申請書の作成について感染症指定医療機関等の代行が可
能であること等の取扱いの明確化を行い、別添のとおり都道府県、保健所設置市及び
特別区宛て周知しております。

つきましては、内容を御了知の上、貴会会員への周知の程よろしくお願いいたしま
す。

事務連絡
令和3年5月26日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律による医療の公費負担の申請手続について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき入院した感染症患者に対する公費負担の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」（平成11年3月19日付け健医発第455号厚生省保健医療局長通知（別添1）。以下「通知」という。）においてお示ししており、新型コロナウイルス感染症患者についても、通知に則ってご対応いただいているところです。

今般、通知に基づく公費負担の申請手続について、下記のとおり取扱いの明確化を行いましたので、管内市町村、医療機関等の関係機関に対して周知いただきますようお願いいたします。なお、法に基づく医療の公費負担は、患者又はその保護者の申請をもとに実施されるものです。このため、当該申請がない場合は患者等の自己負担となりうることなど本制度の内容を患者等に適切に説明することにより、申請書の作成、提出にご協力いただくことを基本として、御対応いただくようお願いいたします。

記

- 1 入院患者に対する公費負担の申請に当たっては、通知第1の2（2）イに記載のとおり、患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者又はその保護者（以下「当該患者等」という。）が申請書を作成することができない場合には、勧告保健所又は感染症指定医療機関が申請書の作成を代行することができることとされており、新型コロナウイルス感染症の入院患者に対する公費負担の申請書の作成についても代行が可能であること。

上記「やむを得ない事由」には、退院後の当該患者等の居所が不明であること等により連絡を取ることが困難な場合等が含まれること。

2 通知第1の2(2)ウにおいて、申請書の記名・押印は、申請者の自署によってこれに代えることができることとされているところ、申請書における記名押印又は署名の取扱いについては、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について(通知)」(令和2年12月15日付け健発1225第2号厚生労働省健康局長通知(別添2))第5の1(1)において、「記名押印を求めているもの・記名押印又は署名を求めているものについては、氏名の記載を求めること」とされたところである。したがって、申請書には、申請者の記名押印又は署名に代えて、氏名を記載することとして差し支えないこと。

3 申請書における個人番号の記載については、医療機関が申請書の作成及び提出を代行する場合は、「公費負担申請書の医療機関における取扱いについて」(平成27年12月28日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡(別添3))第1の1.(2)アに記載のとおり、個人番号以外の部分を記入した申請書を作成し、個人番号の記載をしないまま、当該申請書を保健所に提出して差し支えないこと。

また、勧告保健所が申請書の作成を代行する場合は、当該保健所を管轄する都道府県等と調整の上、個人番号を利用しないことを前提に、記載を省略することとして差し支えないこと。

4 法第37条第2項の自己負担額の認定については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」(平成7年6月16日付け厚生省発健医第189号厚生事務次官通知(別添4))第2に記載のとおり、入院患者については公費負担の申請者から必要な書類を提出させ、又は市町村役場、福祉事務所等の関係機関、配偶者、当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者若しくは保護者に対し照会を行うなど適切な方法により、これらの事項の把握に努めるものとされているところ。

これらの対応を行うに当たって、退院後の当該患者等の居所が不明であること等により連絡を取ることが困難な場合等は、所得証明書等添付書類の提出を省略して差し支えないこと。

5 医療機関から審査支払機関に対して医療費を請求するに当たっては、通常の請求と同様、月単位で行って差し支えなく、例えば、月をまたいで入院している患者について、退院を待って請求する必要はないこと。

6 新型コロナウイルス感染症の患者が感染症指定医療機関以外の病院又は診療所に入院した場合は、法第42条の規定により都道府県等は当該患者等に療養費を支

給することができるものとされているが、当該支給に関する取扱いについても、記1から5までの取扱いをして差し支えないこと。

また、当該支給については「感染症法第42条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について」（令和2年5月26日付け健感発0526第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知（別添5））において取扱いを示しているため、参照の上、適切に対応すること。

(別添1：本文のみ)

健医発第455号
平成11年3月19日

各 (都道府県知事
政令市市長
特別区区长) 殿

厚生省保健医療局長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行については、平成10年10月20日厚生省発健医第346号・10畜A第2、227号厚生事務次官・農林水産事務次官連名通知により通知されているところであるが、この法律による医療の公費負担の取扱いについて、別添のとおり取扱要領を定めたので、本年4月1日以降、この要領によることとされたい。

別 添

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担取扱要領

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第19条若しくは第20条（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）若しくは第46条の規定により入院した患者（新感染症の所見のある者を含む。）又は法第37条の2第1項に規定する医療を受けた結核患者に対する公費負担及び法第42条の規定による療養費支給の実施にあたっては、法令及び告示等に定めるところによるほか、この取扱要領によって適正かつ円滑な実施を期すること。

この取扱要領は、都道府県、政令市及び特別区における事務処理の準則を示したものであるが、特に、患者の入院期間が比較的短期間の場合が多いと見込まれることから、患者及び医療機関の手続をできるだけ軽減するとともに、可能な限り事務処理の簡素・合理化を図ることとしているので、都道府県、政令市及び特別区においては原則としてこの取扱要領によることとし、それぞれの実状に応じて必要な修正補足を加える場合においても、その内容が関係者に対して煩さなものとにならないように十分注意すること。

なお、生活保護法による医療扶助を受ける者及び社会保険各法による被保険者等に関しては、別に通知するところによるほか、この取扱要領によるものとする。

第1 入院患者に対する公費負担（法第37条関係）

1 一般的事項

- (1) 入院患者に対する医療費公費負担に関する事務について、その処理の迅速化を図る観点から、保健所長に事務を委任し又は代決させることは差し支えないこと。
- (2) 都道府県知事、政令市市長、特別区区長は公費負担の実施に関し、各保健所の取扱いに不均衡が生ずることのないよう注意すること。

2 公費負担の申請等

- (1) 公費負担の申請権者は、入院勧告又は入院措置により入院した患者又はその保護者であること。
- (2) 公費負担の申請者の負担をできるだけ軽減し、かつ、申請に対する判定の事務を迅速に行うため、次の点に留意して行うこと。
 - ア 入院勧告又は入院措置を実施する旨の通知を行った保健所（以下「勧告保健所」という。）は、当該患者又はその保護者（以下「当該患者等」という。）に対して、医療費の公費負担の制度について説明し、申請書の作成、提出を求めること。
 - イ 患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者等が申請書を作成することができない場合には、勧告保健所又は感染症指定医療機関が申請書の作成を代行することができること。
 - ウ 申請書の記名・押印は、申請者の自署によってこれに代えることができること。
 - エ 当該患者等により作成された申請書については、患者の家族等により所得証明書等添付書類を整えた上で、速やかに患者の居住地を管轄する保健所（以下「居住地保健所」という。）を経由して勧告保健所に提出するよう指示すること。
 - オ 申請書の提出を受けた居住地保健所は、申請書及び添付書類を確認し、記載内容等に不備がある場合には、申請者に対して必要な修正等を指示すること。
 - カ 申請書の提出を受けた居住地保健所は、速やかに勧告保健所に送付すること。

3 公費負担の決定

- (1) 勧告保健所は、申請書を受理し、公費負担すべき旨を決定したときは、速やかに、申請者に対し、自己負担額の月額を明示して費用負担する旨の決定通知を行うとともに、当該感染症指定医療機関の管理者に当該決定通知の写しを送付すること。

なお、その際、併せて公費負担者番号、公費負担受給者番号、公費負担の期間（始期、患者が既に退院している場合には、及び終期）を連絡すること。
- (2) 公費負担は、申請書の受理日にかかわらず、入院勧告等に基づき感染症指定医療機関に入院したときを始期とし、法第22条に基づき退院したときを終期とすること。
- (3) 勧告保健所は、公費負担の終期が到来したときは、速やかに申請者及び当該感染症指定医療機関に通知すること。

4 公費負担医療の範囲

入院期間中に感染症指定医療機関において、当該措置に係る感染症医療以外の医療を受けた場合の当該医療費については、その医療が当該患者にとって緊急に必要であり、措置期間中に受療しない場合には当該感染症の回復に悪影響があることが明らか

な場合に限り、公費負担の対象として差し支えないこと。

5 自己負担額の徴収

法第37条第2項の自己負担額の徴収を行う場合は、都道府県知事等が申請者に請求し、徴収すること。

第2 結核患者に対する公費負担（法第37条の2関係）

1 一般的事項

- (1) 法第37条の2の結核患者に対する医療費公費負担に関する事務について、その処理の迅速化を図る観点から、保健所長に事務を委任し又は代決させることは差し支えないこと。
- (2) 都道府県知事、政令市市長、特別区区長は公費負担の実施に関し、各保健所の取扱いに不均衡が生ずることのないよう注意すること。

2 公費負担の申請等

- (1) 公費負担の申請権者は、都道府県、政令市又は特別区の区域内に居住する結核患者又はその保護者であること。
- (2) 公費負担の申請者の負担をできるだけ軽減し、かつ、申請に対する判定の事務を迅速に行うため、次の点に留意して行うこと。

ア 居住地保健所は、当該患者等に対して、医療費の公費負担の制度について説明し、申請書及び次に掲げる添付書類の作成、提出を求めること。

- ① 当該医療を受けようとする医師の診断書
- ② 申請前三か月以内に撮影したエックス線写真

イ 申請書の記名・押印は、申請者の自署によってこれに代えることができること。

ウ 申請書の提出を受けた居住地保健所は、申請書及び添付書類を確認し、記載内容等に不備がある場合には、申請者に対して必要な修正等を指示すること。

3 公費負担の決定

- (1) 居住地保健所は、申請書を受理したときは、申請された医療の適否を感染症の診査に関する協議会に諮問したうえ、公費負担の承認又は不承認を決定すること。
なお、決定の期限は、申請書受理日から一か月以内と定められているが、再調査等の必要がない場合は、遅くとも半月以内に決定を行うようにすること。
- (2) 居住地保健所は、承認又は不承認の決定をしたときは、すみやかに患者票又は不承認の通知書を申請者に交付すること。
なお、患者票及び通知書は、申請者及び結核指定医療機関の同意を得たときは結核指定医療機関に直接送付しても差し支えないこと。
- (3) 公費負担の承認期間は、保健所が申請書を受理した日を始期とし、その日から六か月以内の日を終期とすること。ただし、申請書の提出が郵送その他特別の事情のため時日を要した場合には、当該事情の継続した期間についても公費負担を承認して差し支えないこと。

4 医療内容の変更

- (1) 医療内容の変更

3の(1)により承認された医療以外の医療が必要になったときは、あらためて公費負担の申請を行うべきものであること。

なお、この申請を行う場合には、患者票を添付させるものとする。

(2) 結核指定医療機関の変更

患者から結核指定医療機関を変更する旨の届出があったときは、患者票を添付させるものとする。

(3) 住所地の変更

患者が当該都道府県、政令市又は特別区内の他の保健所の管轄区域に住所地を移したときは、結核指定医療機関等の協力を得てその事実を速やかに把握し、当該保健所と連絡を取って、公費負担事務の引継を行うこと。

(4) 患者票の返納

公費負担の承認期間が満了したとき又は都道府県、政令市若しくは特別区の区域外に患者が住所地を移したときは、速やかに、患者票を保健所に返納させること。

第3 療養費の支給（法第42条関係）

1 緊急その他やむを得ない理由により、感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者又は結核指定医療機関以外の病院、診療所若しくは薬局で法第37条の2の医療を受けた結核患者に対する療養費の支給に関する取扱いについては、第1又は第2に準ずること。

2 緊急その他やむを得ない理由により、法第37条第1項の申請をしないで感染症指定医療機関に入院し医療を受けた場合には、退院後、申請をすることができるようになり次第速やかに申請するよう指導すること。また、緊急その他やむを得ない理由により、法第37条の2第1項の申請をしないで結核指定医療機関で同条の医療を受けた場合には、申請をすることができるようになり次第速やかに申請するよう指導すること。なお、これらの場合の療養費の支給に関する取扱いについては、第1又は第2に準ずること。

第4 その他

第1から第3までによる公費負担の実施に当たり、別紙1の申請書及び別紙2の患者票を活用することが可能であること。

(別添2)

健発 1225 第 2 号

令和 2 年 12 月 25 日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について (通知)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令 (令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。) については本日公布・施行され、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示 (令和 2 年厚生労働省告示第 397 号。以下「改正告示」という。) については本日告示・適用されたところである。

改正省令及び改正告示の内容は下記のとおりであるので、これを十分御了知いただくとともに、都道府県知事におかれては、貴管内市町村 (保健所を設置する市及び特別区を除く。) に周知をお願いする。

記

第 1 改正省令及び改正告示の趣旨

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) において、原則として全ての見直し対象手続 (法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。) について、「恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令及び告示において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、当該押印等を不要とする改正を行うもの。

第 2 改正省令の概要 (健康局所管省令関係)

次に掲げる厚生労働省健康局所管の省令の規定により、国民や事業者等に対して押印を求めていた手続について、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行ったこと。

- (1) 栄養士法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 2 号）（改正省令第 4 条関係）
- (2) 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）（改正省令第 5 条関係）
- (3) 狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）（改正省令第 10 条第 2 号関係）
- (4) 公衆衛生修学資金貸与法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 26 号）（改正省令第 26 条関係）
- (5) 調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）（改正省令第 29 条関係）
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 33 号）（改正省令第 89 条関係）
- (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）（改正省令第 95 条関係）
- (8) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成 21 年厚生労働省令第 75 号）（改正省令第 115 条関係）
- (9) 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 144 号）（改正省令第 118 条関係）
- (10) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 121 号）（改正省令第 125 条関係）
- (11) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 17 号）（改正省令第 14 条第 9 号関係）
- (12) 栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 50 号）（改正省令附則第 3 条関係）
- (13) ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則（令和元年厚生労働省令第 73 号）（改正省令第 133 条関係）

第 3 改正告示の概要（健康局所管告示関係）

次に掲げる厚生労働省健康局所管の告示の規定により、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、様式中の押印欄を削除する等、押印等を不要とするための規定の見直しを行ったこと。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（平成 16 年厚生労働省告示第 337 号）（改正告示第 7 条関係）
- (2) 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程（平成 21 年厚生労働省告示第 238 号）（改正告示第 10 条関係）
- (3) ハンセン病元患者家族等問題解決促進特別一時金支給規程（令和元年厚生労働省告示第 173 号）（改正告示第 12 条関係）

第 4 施行期日等

1 施行期日及び適用期日

公布及び告示の日（令和2年12月25日）

2 経過措置

- (1) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある改正省令及び改正告示による改正前の様式（(2)において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令及び改正告示による改正後の様式によるものとみなすこととする。 (改正省令附則第2条第1項及び改正告示附則第2条第1項関係)
- (2) 改正省令の施行及び改正告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。 (改正省令附則第2条第2項及び改正告示附則第2条第2項関係)

第5 当局関連通知等により定められた様式等の取扱い

1 当局関連通知等により定められた様式等

「第4 1 施行期日及び適用期日」前に厚生労働省健康局が発出した通知のうち、行政手続において国民、事業者等に対して押印等を求めているものについては、押印等を不要とする改正を行ったものとみなすこととする。通知ではなく、慣例的に押印等を求めている書類等についても、同様の取扱いとする。

具体的には、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 記名押印を求めているもの・記名押印又は署名を求めているものについては、氏名の記載を求めることとする。
- (2) 署名押印を求めているものについては、署名を求めることとする。
- (3) 署名のみを求めているものについては、引き続き署名を求めることとする。

なお、上述の取扱いは、他の部局と連名で発出した通知等についても同様とする。対象となる通知等を次のとおり参考にお示しする。

- (1) 「特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについて」（平成20年5月19日付け健発0519004号・保発0519001号厚生労働省健康局長及び厚生労働省保険局長連名通知）
- (2) 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則等の施行について」（平成21年4月28日付け医政医療発0401002号・健疾発0401002号厚生労働省医政局政策医療課長及び厚生労働省健康局疾病対策課長連名通知）

2 経過措置

1の見直しに係る経過措置については、第4の2と同様とすること。

第6 地方公共団体が独自に定める様式等の取扱い

各地方公共団体においては、地方公共団体において独自に定める様式等について、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知）、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日付け府政経シ第631号規制改革・行政改革担当大臣通知）及び本通知を踏まえ、押印の見直しに積極的に取り組んでいただくようお願いする。

(別添3)

事務連絡
平成27年12月28日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

公費負担申請書の医療機関における取扱いについて

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び関係法令に基づき、平成28年1月から、個人番号の利用が開始されます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成27年厚生労働省令第150号)により、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第37条及び第37条の2に基づく医療費公費負担の申請書に個人番号を記載することとなりますが、当該申請書が医療機関を経由して保健所に提出される場合の取扱いについては、特定個人情報の漏えいを防止する観点から、以下のとおり留意事項をまとめましたので、貴職におかれましては、これを御了知の上、医療機関等の関係機関に周知方よろしくお願いします。

記

第1 感染症法上の公費負担申請の流れについて(参考資料「公費負担申請書の医療機関における取扱いについて」参照。)

1. 感染症法第37条の入院患者の場合

医療機関が申請書に係る手続きを本人に代わって行う場合は、「施設等における特定個人情報の取扱いについて」(平成27年12月17日付別添事務連絡)に則って、以下のように取り扱うこと。

(1) 医療機関が代理申請を行う場合

番号制度では、代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、行政手続の申請を行い、特定個人情報を提供することが認められており(番号法第19条第3号)、申請の手続において、個人番号利用事務等実施者による①代理権の確認、②代理人の身元確認、③本人の番号確認を行うことが必要とされている(番号

法施行令第12条第2項)。

医療機関の職員が、代理権の授与を受けて、利用者本人に代わって行政手続に係る申請の代理を行う場合は、この①～③の手続が円滑に行われるよう、別紙(「Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合」)を参考に適切に申請の手続を行うこと。

(2) 医療機関が申請の代行を行うなど、代理人以外の立場で手続に関与する場合
ア 医療機関が申請書の作成及び提出を代行する場合

この場合は、患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者等が申請書を作成することができない場合であるため、医療機関は、個人番号以外の部分を記入した申請書を作成し、個人番号の記載をしないまま、当該申請書を保健所に提出して差し支えないこと。

イ 医療機関が申請書の提出のみを代行する場合

患者は、個人番号が見えない状態にして(※)申請書を医療機関に提出し、医療機関は個人番号を見ることのないよう留意して当該申請書を保健所に提出すること。

ただし、結核患者で、診断書の提出が必要な場合は、2.の(2)又は(3)の方法をとること。

(※) 申請書を封筒に入れる、申請書の個人番号欄にシールを貼る等

2. 感染症法第37条の2の結核患者の場合

以下の三つのいずれかの方法で提出すること。

(1) 患者が直接保健所に提出する方法

医療機関が診断書を作成の上患者に渡し、患者が申請書と当該診断書を合わせて直接保健所に提出する方法。

(2) 別々の申請書と診断書をどちらも医療機関が保健所に提出する方法

患者は、個人番号が見えない状態にして(※)申請書を医療機関に提出し、医療機関は個人番号を見ることのないよう留意して、当該申請書と診断書を合わせて保健所に提出する方法。

(※) 申請書を封筒に入れる、申請書の個人番号欄にシールを貼る等

(3) 診断書と一体となった申請書を医療機関が保健所に提出する方法

この場合、医療機関の職員が直接個人番号を見ることのないよう、以下のような方法をとること。

ア 医療機関が申請書の診断書部分を作成の上患者に渡し、患者は当該申請書に個人番号を記入した上で、それを封筒に入れて医療機関に提出し、医療機関が当該申請書を保健所に提出する方法。

イ 患者は、個人番号欄にシールを貼る等して個人番号が見えない状態にした申請書を医療機関に提出し、医療機関は、当該申請書の診断書部分の記入をした上で、当該申請書を保健所に提出する方法。

第2 医療機関における申請書の保管について

医療機関においては、原則、個人番号の記載のある書類については保管しないこととするが、患者から提出された申請書の写しを取って保管する必要がある場合は、個人番号を削除又は復元できない程度にマスキング（黒塗りして見えなくすること）等を行い、特定個人情報に該当しないよう加工した上で、保管すること。

第3 FAXでの申請書の送信について

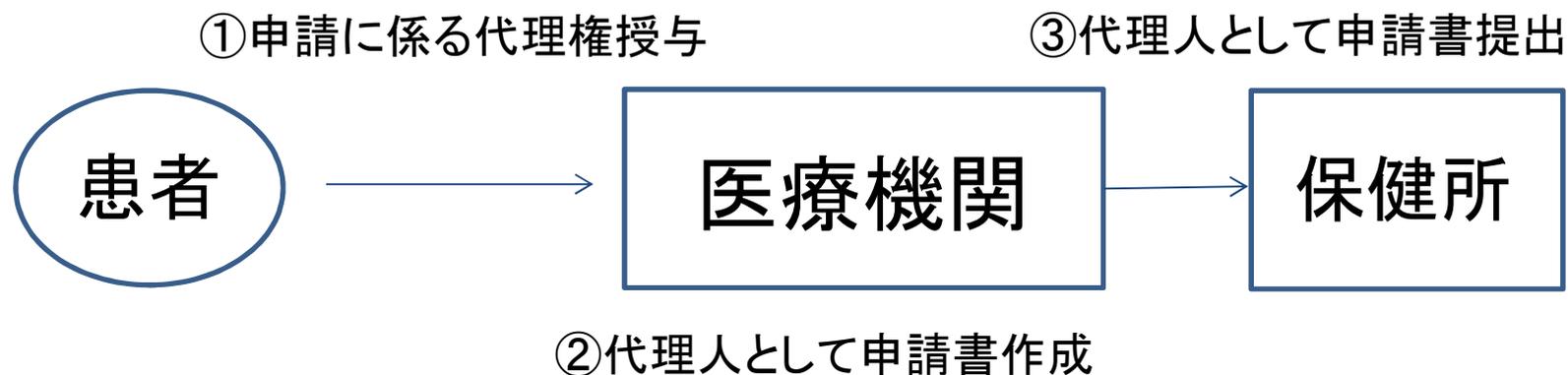
医療機関が申請書をFAXで送信する場合、個人番号を削除又は復元できない程度にマスキング（黒塗りして見えなくすること）等を行い、特定個人情報に該当しないよう加工した上で、送信すること。

公費負担申請書の医療機関における取扱いについて

1. 入院患者の場合

「施設等における特定個人情報の取扱いについて」(平成27年12月17日付別添事務連絡) に従って取り扱う。

(1) 医療機関が代理申請を行う場合



※この場合個人番号事務等利用実施者による以下の事務が必要とされる。

- ①代理権の確認
- ②代理人の身元確認
- ③本人の番号確認

公費負担申請書の医療機関における取扱いについて

(2) 医療機関が申請の代行を行うなど、代理人以外の立場で手続に関与する場合

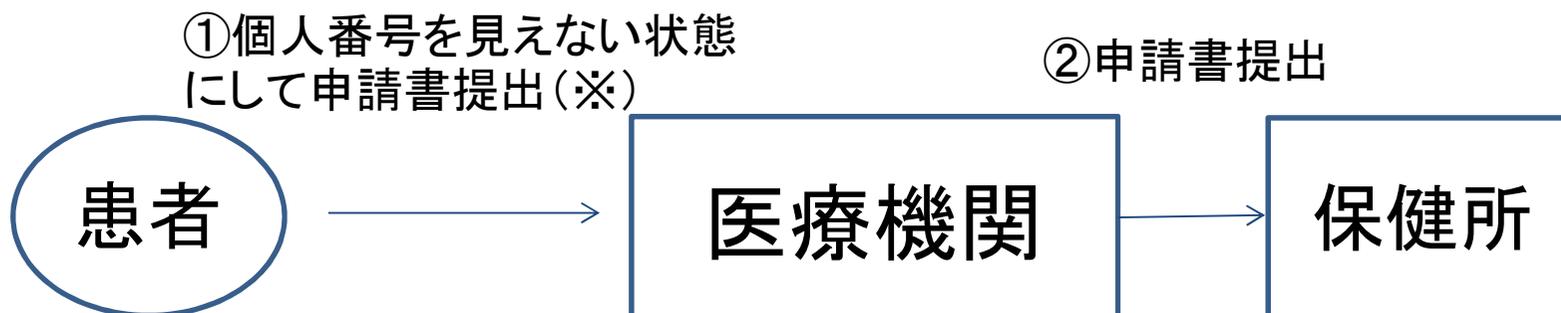
ア 医療機関が申請書の作成及び提出を代行する場合



①個人番号以外の部分の記入をした申請書作成

イ 医療機関が申請書の提出のみを代行する場合

(※結核患者で、診断書の提出が必要な場合は、2. の(2)又は(3)の方法をとる)

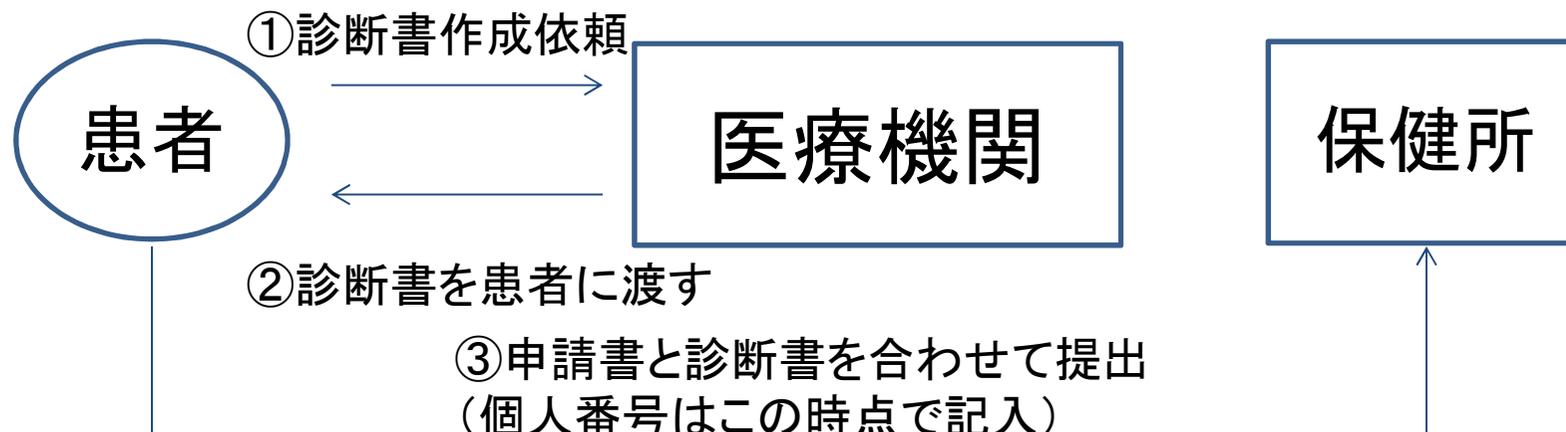


※申請書を封筒に入れる、申請書の個人番号欄にシールを貼る等

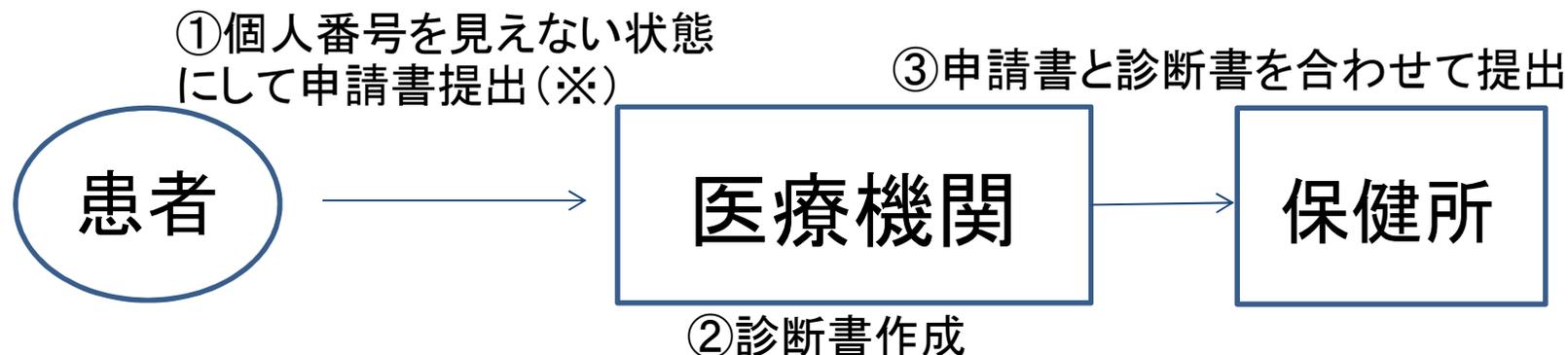
公費負担申請書の医療機関における取扱いについて

2. 結核患者の場合

(1) 患者が直接保健所に提出する方法



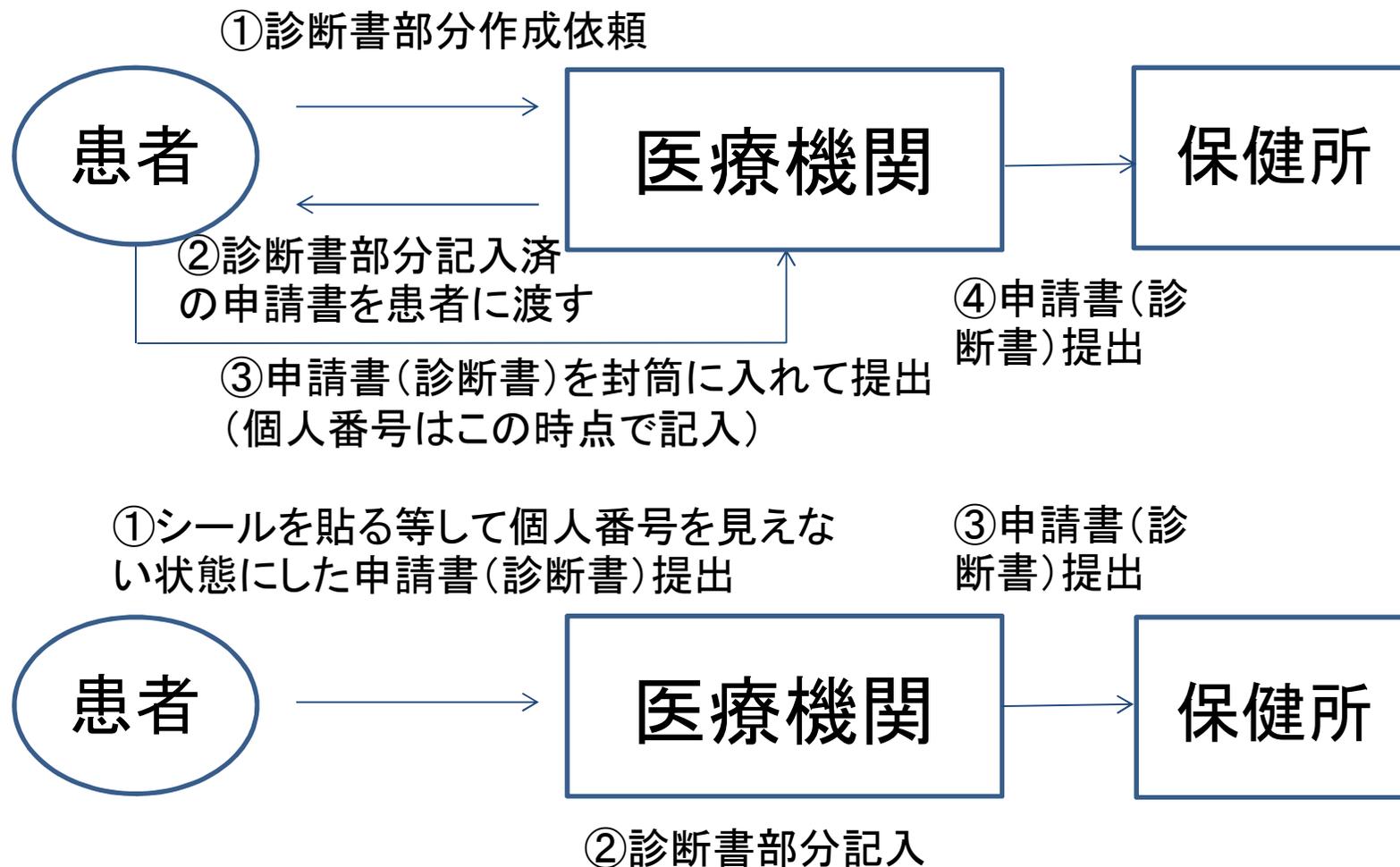
(2) 別々の申請書と診断書をどちらも医療機関が保健所に提出する方法



※申請書を封筒に入れる、申請書の個人番号欄にシールを貼る等

公費負担申請書の医療機関における取扱いについて

(3) 診断書と一体となった申請書を医療機関が保健所に提出する方法



(別添4)

厚生労働省発障1228第1号
令和2年12月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
特別区区長

厚生労働事務次官
(公印省略)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成7年6月16日付け厚生省発健医第189号厚生事務次官通知。以下「本通知」という。）の一部を別添のとおり改正し、令和3年7月1日から適用することとしたので、適正な実施に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村等に対する周知につき御配慮願いたい。

なお、本改正は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条第1項の規定による入院の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第59条の4の規定による入院の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項の規定による入院の自己負担額の令和3年7月の算定分から適用することとし、同年6月以前の算定分については、改正前の本通知の規定によるものとし、この場合において、別紙第1の2（3）中「地方税法」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法」と読み替えて適用するものとする。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について（平成7年6月16日付け厚生省発健医第189号厚生事務次官通知）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準</p> <p>第1 認定の基準 1 (略)</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。 (1)・(2) (略) (削る)</p> <p>3 (略)</p>	<p>別紙 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準</p> <p>第1 認定の基準 1 (略)</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。 (1)・(2) (略) <u>(3) 当該患者又はその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。</u> <u>ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。</u> <u>イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>

4 当該患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付を受けている場合には、所管の福祉事務所長の証明により、費用徴収を行わず、又は自己負担をさせないものとする。

5 （略）

第2 （略）

4 当該患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成7年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付を受けている場合には、所管の福祉事務所長の証明により、費用徴収を行わず、又は自己負担をさせないものとする。

5 （略）

第2 （略）

別紙

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準

第1 認定の基準

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第31条の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻薬取締法」という。）第59条の4の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第37条第2項の自己負担額は、月額によって決定するものとし、その額は、当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）について精神保健福祉法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の規定による入院、麻薬取締法第58条の8第1項の規定による入院又は感染症法第19条、第20条（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）若しくは第46条の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）（以下「所得割」という。）の額を合算した額を基礎として、次表により認定した額とすること。

所得割の額の合算額 (年額)	費用徴収額又は自己負担額（月額）
56万4千円以下	0円
56万4千円超	2万円。ただし、措置入院に要した医療費の額又は入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額（精神保健福祉法第30条の2（麻薬取締法第58条の17第2項により準用する場合を含む。）又は感染症法第39条に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、2万円に満たない場合は、その額。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正

前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 当該患者又はその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 月の途中で措置入院又は公費負担を開始し、又は終了する場合には、その月の費用徴収額又は自己負担額の認定に当たっては、日割計算をするものとし、1の表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に措置入院又は公費負担の期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、1円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てること。

4 当該患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)による支援給付を受けている場合には、所管の福祉事務所長の証明により、費用徴収を行わず、又は自己負担をさせないものとする。

5 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、自己負担額又は費用徴収額は、1から3までにより認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができることとする。

第2 認定の方法

費用徴収額及び自己負担額の認定に当たっては、当該患者の属する世帯の構成、扶養義務者の範囲、生活保護法又は中国残留邦人等支援法の適用の有無、所得の有無及び所得割の額等を把握する必要があること。したがって、措置入院患者についてはその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者(以下「配偶者等」という。)から、入院患者については公費負担の申請者から必要な書類を提出させ、又は市町村役場、福祉事務所等の関係機関、配偶者等若しくは保護者(感染症法第15条第3項に規定するものをいう。)に対し照会を行うなど適切な方法により、これらの事項の把握に努めるものとする。

(別添5)

健感発 0526 第1号
令和2年5月26日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
(公 印 省 略)

感染症法第42条の規定に基づく入院患者の療養費の支給について

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第3条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第19条又は第20条の規定により新型コロナウイルス感染症の患者が感染症指定医療機関以外の病院又は診療所(以下「指定外医療機関」という。)に入院した場合には、法第42条の規定に基づき、当該患者又はその保護者(以下「患者等」という。)からの申請を受けた都道府県知事(保健所を設置する市及び特別区の長を含む。以下同じ。)は、当該患者等に対してその療養費を支給することができます。

今般、新型コロナウイルス感染症の入院患者数の増加等を踏まえ、法第42条の規定に基づく療養費の支給について、下記により取扱うことも可能としますので、その適切な運用をお願いします。

なお、この取扱いは、厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び医療課にも協議済みであることを申し添えます。

記

1. 指定外医療機関における入院及びその際の療養費の支給について

- 都道府県知事は、法第 19 条第 1 項ただし書、第 20 条第 1 項ただし書等の規定により、緊急その他やむを得ない理由があるときは、患者に対し、指定外医療機関に入院することを勧告し、又は入院させることができること等とされている。新型コロナウイルス感染症の患者数の増加等に鑑みれば、今般の新型コロナウイルス感染症の患者の指定外医療機関への入院は「緊急その他やむを得ない場合」に該当するものであり、地域の医療体制の整備に当たっては、感染症指定医療機関のみならず、指定外医療機関への入院も含めた体制整備を行っていただいているところである。
- また、患者が、法第 37 条第 1 項各号に掲げる医療を受けた場合、
 - ・ これを感染症指定医療機関において受けたときは、法第 37 条第 1 項の規定により都道府県（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）がこれに要する費用を負担し、このため、法第 40 条第 1 項の規定により感染症指定医療機関は当該費用を都道府県に請求するものとされており、
 - ・ これを指定外医療機関において受けたときは、法第 42 条第 1 項の規定により、都道府県がこれに要した費用につき、療養費を患者等に対して支給することができるものとされており、その支給については、現在、患者等が一旦費用を負担した上で事後に都道府県に請求して支給を受けることとされているところである。

2. 新型コロナウイルス感染症に関連する療養費の支給について

- 新型コロナウイルス感染症に関しては、1. のとおり、指定外医療機関への入院や、それに基づく法第 42 条第 1 項の規定による療養費の支給が増加していると考えられるところ、この支給の方法について、次の①及び②の要件を満たす場合には、患者等に直接療養費を支給することに代えて、
 - ア) 患者本人に対し、指定外医療機関において現物給付を行うとともに、
 - イ) 指定外医療機関に対し、都道府県から当該療養費の額を交付することとして差し支えないこととする。
 - ※ ア) を行うに当たっての整理は、以下のとおり。
 - ・ 患者等が都道府県に対して有する療養費の請求権を指定外医療機関に譲渡し、その代わりに、それと同額を指定外医療機関に請求する。
 - ・ 指定外医療機関は、患者等の自己負担額と当該請求された額を相殺する（現物給付）。
 - ・ 指定外医療機関は、患者等から譲渡された都道府県への請求権に基づき、都道府県に請求する（後述のとおり、審査支払機関を経由して請求を行う）。

<要件>

① 都道府県知事は、入院患者等に対する法第 42 条の規定に基づく療養費の支給について、ア)の方法により行うことについて、患者等から書面による同意を得ること。

※ 当該同意の取得に当たっては、当該療養費の支給に係る申請書において当該同意に係る欄を設けるなどの対応が考えられる。

② 指定外医療機関は、都道府県知事に対して療養費の支払いを請求し、都道府県知事は当該療養費の額を支払うこと。

○ あわせて、都道府県知事は、本通知に基づく指定外医療機関に対する支払いに係る事務を、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に委託することができることとし、その場合の費用の請求については、指定外医療機関において、診療報酬請求書及び診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に提出することによって行うこととする。

○ なお、その場合の運用上の取扱いについては、法第 37 条と同様に取り扱うこととし、例えば、公費負担番号・受給者番号の連絡、費用の請求等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する費用の請求事務について」（平成 11 年 3 月 19 日付健医発第 456 号厚生省保健医療局長通知）と同様に取り扱うこととする。

（参考）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する費用の請求事務について」（平成 11 年 3 月 19 日付健医発第 456 号厚生省保健医療局長通知）における診療報酬の請求、公費負担者番号等の設定等の取扱いは次のとおり。

- ・ 診療報酬の請求については、診療報酬請求書及び診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に提出することによって行うこと。
- ・ 公費負担者番号については、全て国で統一的に設定するものであり、法別番号（注：新型コロナウイルス感染症については「28」）、都道府県番号、実施機関（保健所）番号、検証番号の順に記載すること。
- ・ 受給者番号については、実施機関（保健所）ごとに設定するものであり、法に基づく入院が必要とされる感染症については、疾病番号（注：新型コロナウイルス感染症については「7」）、暦年、受給者番号、検証番号の順に記載すること。

※ 公費負担者番号及び受給者番号については、実施機関（保健所）が医療機関に連絡することとされている（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」（平成 11 年 3 月 19 日付健医発第 455 号厚生省保健医療局長通知）参照）。

- また、審査支払機関との審査及び支払事務の契約等の締結については、既に「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金との契約の締結及び覚書の交換について」（平成 11 年 2 月 23 日付健医発第 223 号厚生省保健医療局長通知）に基づく契約等が締結されている場合には、契約当事者の異議がある場合を除き、当該契約等の範囲に含まれているものとみなして差し支えない。

3. 適用期日について

- 本通知に基づく取扱いは、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。
ただし、同日前に関係者の同意のもとに本通知に定める又は本通知に類似する取扱いを行った場合には、患者等に不利にならず、患者、都道府県、医療機関等の関係者の間で特段の異議がない限りにおいて、そのような取扱いも許容される。

(参考)

様式〇〇 (療養費支給申請書の例)

感染症患者療養費支給申請書					
(元号) ____年__月__日					
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 42 条の規定により入院療養費支給を申請します。					
申請者の氏名 _____					
申請者の住所 _____					
申請者の個人番号 _____					
患者との関係 (*1) _____					
(フリガナ) 患者の氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
住 所					
個人番号					
保 険 者 等 の 種 別	健保 (本人・家族)		国保 (一般・退職本人・退職家族)		
	生保 (保護受給中・保護申請中)		その他 ()		
高齢者の医療の確保に関する法律 による医療への受給資格		有・無		年	月から
(添付書類等)					
【療養費支給に関する申請者同意欄】					保 健 所 受 付 印
<input type="checkbox"/> 本件入院について、患者の自己負担分を医療機関が代わって都道府県等に請求することで、患者が医療機関の窓口で費用を負担する必要がなくなります。 (*2)					
※ <u>医療機関が代わって請求することに同意いただける場合には、<input type="checkbox"/>にチェックをしてください</u>					

(備考)

- * 1 申請者が患者本人である場合 (「患者との関係」が本人となる場合) には、「申請者の氏名」、「申請者の住所」及び「申請者の個人番号」の項目は、記載を要しません。
- * 2 入院時にかかった医療費は、感染症法では、①医療機関で一旦お支払いいただき、②後日、都道府県等に請求し、同額の支給を受けていただくことになっています。ただし、同意がある場合は、この手続きを省略し、医療機関での支払額 (①) と後日受けられる支給額 (②) を相殺することで、医療機関で費用をお支払いいただく必要がなくなります。